

緊急開催!

長澤運輸事件地裁判決の解説と企業側の実務対策

～定年後再雇用における労働条件設定の法務&実務について～

『同一労働同一賃金』問題の注目判例を解説

定年退職後に有期契約で再雇用された嘱託社員のトラック運転手について、定年前よりも賃金を引き下げたことは不合理であるとし、「労働契約法」20条違反を認めた上、正社員との賃金差額の支払いを命じた判決が、5月13日に東京地裁で下されました（「長澤運輸事件」）。

本事件の地裁における法的解釈や事実認定については、法律家・実務家の間でもさまざまな見解や異論もあり、現在東京高裁に控訴されていることから、今後の裁判の行方を含めて本事件には社会的注目が集まっています。そのため各企業の現場では、本事件の地裁判決を受け、自社の定年後再雇用者や労働組合等から賃金格差是正の要望が増えることも想定されます。企業としては本事件の事案の特徴や判決の趣旨を理解し、そうした要望に対ししっかり対応ができるよう準備しておく必要があります。

そこで今回は、長澤運輸事件を踏まえた定年後再雇用制度における労働条件設定の考え方や見直しの必要性について解説をいただきます。

日時 平成28年9月5日(月) 14:00～16:00 (受付開始 13:30～)

場所 産業貿易センタービル7階 720号室 (定員90名)
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 7F

講師 法律事務所キノール東京
弁護士 木野 綾子 氏
(経営法曹会議所属)

参加費 協会会員 : ￥5,000-
非会員 : ￥10,000-
※テキスト代・消費税込み
以下の研究会員の方(登録者のみ)は、
1,000円割引をさせていただきます。
①労働法研究会員 ②人事制度研究会員 ③教育研究会員

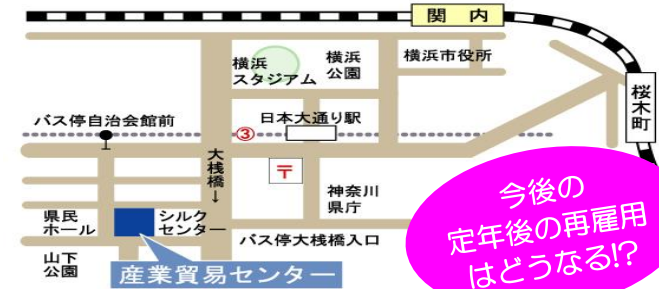
講義内容 (予定概要)

1. 長澤運輸事件の概要とポイント
2. 定年後再雇用制度における労働条件設定の注意点
3. その他、質疑応答

【申込方法】 下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
【定員】 90名。定員になり次第締め切らせていただきます。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分

会場案内



今後の定年後の再雇用はどうなる!?

(一社) 神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成28年 月 日

労務委員会主催 特別労働関係講座

×切: 9月1日(木) 「長澤運輸事件地裁判決の解説と企業側の実務対策」参加申込書

会社名		事業所		該当研究会名もしくはいずれかに○印 ()研究会員・会員・非会員
住所		TEL		FAX
〒				
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail		
参加者氏名	参加者ふりがな	参加者所属	参加者役職	

上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。
【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)